

2026年3月5日

上告理由書・補充書目次

上告人



被上告人

国

上告人訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

外3名

最高裁判所 御中

目 次

第1	事案の概要と論点	1
1	事案の概要	1
2	本件の争点	1
(1)	憲法14条1項違反	1
(2)	憲法22条2項違反	2
(3)	憲法13条・憲法10条違反	2
(4)	憲法11条違反	2
(5)	憲法31条・憲法98条2項違反	3
3	「複数国籍の防止解消」という国籍法の立法政策に対する上告人の考え方	3
第2	関連する法令等	3
1	国籍法（1950年制定）	3
2	憲法	4
3	主要な関連判例	5
第3	事実関係の概要	5

第4	国籍法11条1項の解釈	7
1	「自己の志望によって外国の国籍を取得した」の要件の解釈	7
	(1) 「自己の志望によって外国の国籍を取得した」の意義、当然取得との 区別	7
	(2) 志望取得と当然取得の本質的な差異（区別の本質的意味）	8
	(3) 「志望取得か否か」の判断の困難性ないし恣意性	9
2	国籍法11条1項の効果	13
	(1) 効果のまとめ	13
	(2) 外国国籍取得の意思と国籍喪失の効果との関係	13
第5	国籍法11条1項の立法目的「国籍変更の自由の保障」の検討	17
1	はじめに	17
2	「国籍変更の自由の保障」という立法目的の意義について	18
3	「国籍変更の自由の保障」という立法目的の射程範囲について	21
4	「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍の発生防止」が密接に関連する 、との主張について	23
5	「国籍変更の自由の保障」を実現するための代替制度の存在	25
第6	国籍法の立法政策である「複数国籍の防止解消」の具体的内容	26
1	はじめに—主張の概要	26
2	複数国籍発生の理由	27
	(1) 「国内管轄の原則」と複数国籍の発生	27
	(2) 国籍唯一の原則	29
	(3) 国内管轄の原則と国籍唯一の原則との関係—複数国籍の完全な解消は 不可能であること	30
3	複数国籍の是非を論じることの必要性	36
	(1) 「複数国籍の防止解消」が具体的に意味するもの	36
	(2) 国籍の重要性	36
	(3) 日本国籍を喪失させることの重大性	37
	(4) 「アイデンティティとしての国籍」に対する被上告人の批判と反論	37
4	「複数国籍の弊害」について	40
	(1) 弊害の内容についての具体的な検討の必要性	40
	(2) 外交保護権の衝突	42
	(3) 納税義務の衝突	44
	(4) 重婚のおそれ	47
	(5) 適正な出入国管理の阻害	49
	(6) 兵役義務の衝突（あるいは忠誠義務の衝突）	51
	(7) 法的保護に値しない利益の享受	52

(8) 「複数国籍の弊害」についてのまとめ	53
(9) 平成27年最判の判示及びその判例解説について	54
5 現行国籍法における複数国籍の防止解消制度の概要	55
(1) 検討の必要性	55
(2) 複数国籍の発生をもたらす制度	56
(3) 複数国籍の発生を防止する制度	56
(4) 一旦発生した複数国籍を解消する制度—国籍選択制度（国籍法14条）	57
6 国籍法の「複数国籍の防止解消」という立法政策のまとめ	59
7 我が国における複数国籍者の増加傾向	61
第7 国籍法11条1項の立法目的「複数国籍の発生防止」の具体的内容の検討	63
1 はじめに—主張の概要	63
2 国籍法11条1項の制度から見た「複数国籍の発生防止」という立法目的の具体的内容	63
3 国籍法11条1項の制定の経過から見た「複数国籍の発生防止」という立法目的の具体的内容	64
4 小結	64
5 国籍法の「複数国籍防止解消政策」と国籍法11条1項の「複数国籍の発生防止」という立法目的との間の齟齬、あるいは国籍法11条1項の異質性	65
第8 憲法14条1項違反	67
1 はじめに—上告人の主張の要旨	67
2 国籍選択の機会の保障について外国国籍を志望取得した場合と異なる取扱いの存在	67
(1) 外国国籍の当然取得による複数国籍との取扱いの差異	67
(2) 生来的取得による複数国籍との取扱いの差異	68
(3) 日本国籍の志望取得による複数国籍との取扱いの差異	69
3 差別的取扱いの具体的内容—国籍選択の機会についての差別的取扱い	70
(1) 国籍法が定める「国籍選択の機会」の具体的内容	70
(2) 国籍選択の機会の保障の重要性	71
(3) 国籍選択の機会に関する差別的取扱	71
4 国籍法制と憲法14条1項	72
(1) 「法の下での平等」原則の基本的な考え方	72
(2) 立法裁量論との関係	73
(3) 違憲判断の基準	75

(4) 立法目的の合理性について	75
(5) 立法目的とその達成手段である差別的取扱いとの「合理的関連性」の考え方	76
(6) 国籍法 11 条 1 項の憲法 14 条 1 項適合性を検討するに当たって考慮されるべき事情	78
(7) 差別的取扱いの事由	80
5 「国籍変更の自由の保障」という立法目的についての検討	80
6 「複数国籍防止」という立法目的についての検討	81
(1) 法的区別をすることの目的の不存在	81
(2) 立法目的の合理性及び立法目的とその達成手段としての法的区別との合理的関連性	85
(3) 「複数国籍の防止解消」という立法目的と、外国国籍の志望取得者と外国国籍の当然取得者との間の差別的取扱いとの合理的関連性の有無	87
(4) 「複数国籍の防止解消」という立法目的と、外国国籍の志望取得者と生来的複数国籍者との間の差別的取扱いとの合理的関連性の有無	89
(5) 「事前に国籍選択の機会があった」との判示について	90
(6) 「国籍法 11 条 1 項が国籍喪失の効果を明定している」との判示について	93
(7) 「複数国籍防止解消」という立法目的と、外国国籍の志望取得者と日本国籍の志望取得者との間の差別的取扱いとの合理的関連性の有無	95
(8) 小括	99
7 複数国籍の未成年者に関する異なる取扱いの存在	100
(1) 国籍法における未成年者の複数国籍の取扱い	100
(2) 未成年者の複数国籍に対する国籍法の考え方	101
(3) 未成年者が外国国籍を志望取得したときに国籍法 11 条 1 項を適用して日本国籍を喪失させることは、国籍法 11 条 1 項の適用対象となる未成年者に特別な不利益を被らせるものであること	102
8 結論	104
第 9 国籍法 11 条 1 項の憲法 22 条 2 項適合性	104
1 はじめに一上告人の主張の要旨	104
2 憲法 22 条 2 項による「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」の保障について	104
(1) 憲法 22 条 2 項は個人の幸福追求のために国家の対人主権を制限するものであること	104
(2) 国籍離脱の自由の保障と同等に「日本国籍を離脱しない自由」を保障する必要性があること	105

(3) 憲法 22 条 2 項の文言との関係	106
(4) 国籍離脱の自由と国籍を離脱しない自由とは一体であること	111
(5) 学説等	112
(6) 小結	114
3 国籍法 11 条 1 項の憲法 22 条 2 項適合性	114
(1) 「複数国籍の発生防止」を理由とする「日本国籍を離脱しない自由」の制約の可否	114
(2) 憲法 22 条 2 項は複数国籍を前提とするものであること	115
(3) 結論	117
第 10 憲法 10 条による立法裁量の逸脱	118
1 はじめに一上告人の主張の要旨	118
2 国籍の重要性	118
3 憲法 10 条による立法裁量の内容	120
(1) 立法裁量の範囲に関する基本的な考え方	120
(2) 国籍の「取得」と「喪失」は区別して立法裁量を検討すべきであること	121
(3) 立法裁量の範囲を左右する要素	123
4 憲法 10 条によって認められた立法裁量の逸脱の判断基準(合憲性審査基準)	125
(1) 立法目的の合理性	125
(2) 目的達成手段の合理性	125
5 国籍法 11 条 1 項の憲法適合性—「国籍変更の自由の保障」という立法目的に関して	127
(1) 立法目的の合理性について	127
(2) 立法目的達成手段の合理性について	127
(3) 立法目的を達成しうるより制限的でない手段の存在	129
(4) 本件への適用について	129
6 国籍法 11 条 1 項の憲法適合性—「複数国籍防止」という立法目的に関して	129
(1) 立法目的の合理性	129
ア 「複数国籍防止」という立法目的の内容	129
イ 立法目的の合理性	130
(ア) 国籍法の立法政策との整合性	130
(イ) 社会における複数国籍の実情	131
(ウ) 外国国籍の志望取得による複数国籍の特殊性の有無	132
ウ 結論	132

(2) 立法目的に関する異なる見方と立法目的達成手段の合理性	133
ア 国籍法 11 条 1 項の立法目的に対する異なる見方	133
イ 立法目的達成手段の具体的内容	133
ウ 立法目的達成手段の合理性	133
エ 結論	134
第 11 日本国籍を離脱しない自由（日本国籍を専断的に奪われない権利、日本国籍を保持する権利）の憲法による保障	135
1 はじめに	135
2 日本国籍を離脱しない自由（日本国籍を専断的に奪われない権利、日本国籍を保持する権利）を憲法は保障しているか	135
(1) 原判決の内容と誤り	135
(2) 国籍法 11 条 1 項の本質（日本国籍の専断的はく奪）と憲法解釈の方法	137
ア 日本国籍の専断的はく奪とそれに対する憲法による統制が争点であること	137
イ 憲法解釈の方法と本章の構成	138
(3) 日本国籍のはく奪に対する規制	139
ア 規制の有無	139
(ア) 憲法制定者の合理的意思（歴史的解釈）	139
I 日本国憲法制定時の議論	139
II 憲法制定者（国民）の合理的意思の探求の必要性	140
III 憲法制定者（国民）の合理的意思の探求の視点	140
IV 合理的意思の検討 ①日本国籍はく奪の甘受はあり得ない	141
(I) 甘受し難い重大な不利益	141
(II) 想定も甘受もし難い不利益変更	142
(III) 不平等を強いられる危険	143
(IV) 小結	144
V 合理的意思の検討 ②日本国籍はく奪立法の「信託」「委任」はあり得ない	144
(I) 信託による国政の思想の下での国民と国会の関係性	144
(II) 受託者たる国会の役割・性質から生じる限界	145
i 「信託」の受託者に過ぎない	145
ii 多数決原理の働く場である	145
iii 情報収集・分析能力に限界がある	145
(III) 小結（体系的解釈との関係）	146
(イ) 憲法が保障する基本的人権と人権条約上の権利（歴史的解釈）	14

I	解釈手法の確認	146
II	憲法上の基本的人権に関する、憲法制定会議における説明	147
III	世界人権宣言や人権条約上の人権は憲法が保障する基本的人権	147
IV	国籍を専属的に奪われない権利の憲法による保障	148
(I)	国籍を専属的にはく奪されない権利の歴史	148
(II)	国籍を専属的にはく奪されない権利（保持する権利）は憲法 が保証する基本的人権である	153
(III)	国籍法 11 条 1 項と国籍を専属的にはく奪されない権利（保 持する権利）	153
(ウ)	小結 原判決の憲法違反	154
イ	規制の程度：憲法原理による規制	154
(ア)	厳格な規制の必要性（憲法制定者の合理的意思と体系的解釈）	154
(イ)	選挙権、国民審査権よりも日本国籍は重い	155
(ウ)	選挙権、国民審査権の制約に関して最高裁が示した違憲審査基準	155
ウ	用いられるべき憲法適合性審査基準	158
①	「やむにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合で なければ許されない」とする基準	158
②	「無国籍に関する第5ガイドライン」の基準	159
エ	反論に根拠がないことの確認（念のための説明とその根拠の紹介）	161
(ア)	本人の意思の関わりの有無	161
(イ)	日本国籍放棄の意思・選択の擬制	161
(ウ)	「法律でこれを定める」とされた事項	162
(エ)	「立法府の裁量によって付与される地位」とする誤り	163
I	前憲法的あるいは超憲法的な「国民」の地位	163
II	憲法 10 条の沿革	166
III	アフロイム対ラスク事件米国連邦最高裁判決と金森国務大臣の 説明	166
(4)	保障条項	168
ア	憲法 10 条、11 条、13 条、22 条 2 項、98 条 2 項と学説	168
イ	憲法 10 条、11 条、13 条、98 条 2 項による保障	169
ウ	小結 原判決の憲法違反	170

(5) 世界の状況：複数国籍発生防止の要請に勝る国籍の専断的はく奪禁止の要請	170
ア 国籍の専断的はく奪禁止の要請に劣後する複数国籍発生防止の要請	170
イ 国籍法 11 条 1 項と同様の制度が放棄された理由	170
(ア) フランス	170
(イ) オーストラリア	171
(ウ) スウェーデン	173
(エ) スイス	173
(オ) 米国	174
(カ) ドイツ	174
ウ ヨーロッパにおける状況、特にオーストリアの例	174
(6) 憲法適合性審査	177
ア 「やむにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されない」とする基準による審査	177
イ 「無国籍に関する第 5 ガイドライン」の基準による審査	179
(7) 参考：国籍法 11 条 1 項の違憲性に関する近時の通説	180
ア 松井茂記（「日本国憲法 第 4 版」2023 年、甲 56）	180
イ 近藤敦（「世界人権宣言 15 条 2 項と恣意的な国籍はく奪禁止」2023 年、甲 51）	181
(ア) 日本国憲法の基本原理と国籍に関する国際法上の基本原則	181
(イ) 基本的人権の尊重と国籍離脱の自由	182
(ウ) 国民主権と国籍離脱の自由（国籍離脱の自由の 2 つの規範内容）	183
(エ) 平和主義と複数国籍を認めることの合理性	184
(オ) 国際協調主義と国籍離脱の自由	186
ウ 高佐智美（「国籍法 11 条 1 項の憲法及び国際法規適合性について」2023 年、甲 57）	187
(ア) 憲法 22 条 2 項について（甲 57・2 乃至 3 頁）	188
(イ) 憲法 13 条について	188
I 憲法 13 条前段の趣旨（甲 57・3 乃至 4 頁）	188
II 憲法 13 条後段の趣旨（甲 57・5 乃至 6 頁）	189
(ウ) 世界人権宣言 15 条の趣旨（甲 57・6 乃至 10 頁）	189
(エ) 憲法 10 条について	191
I 憲法 10 条と立法裁量統制（甲 57・10 乃至 12 頁）	191
II 憲法による制約（甲 57・12 乃至 15 頁）	192

Ⅲ 国際法による制約（甲 57・15 乃至 17 頁）	194
（オ）国籍法の基本原則による制約（甲 57・17 乃至 20 頁）	195
Ⅰ 日本国憲法制定以降の基本原則	195
Ⅱ 1984 年法改正以降の基本原則	196
（カ）憲法 14 条 1 項について	196
Ⅰ 平等原則による立法裁量統制（甲 57・20 乃至 22 頁）	196
Ⅱ 立法目的の合理性（甲 57・23 乃至 24 頁）	198
Ⅲ 目的達成手段の合理性（甲 57・24 乃至 26 頁）	199
（Ⅰ）外国籍の当然ないし生来的取得との区別の合理性について	199
（Ⅱ）他の志望取得との区別の合理性について	201
Ⅳ その他の場合との区別の合理性について（甲 57・26 頁）	202
（Ⅰ）国籍法 16 条 2 項との区別	202
（Ⅱ）複数国籍であることが判明した者とそうでない者との区別	202
Ⅴ 「時の経過（事情の変化）」論（甲 57・27 乃至 28 頁）	202
エ 松本和彦（「外国籍の志望取得をめぐる事例分析 [判例解説編] 一 一 国籍法 11 条 1 項違憲訴訟」（2023 年法学セミナー 6 月号）	204
第 12 国籍法 11 条 1 項が合憲でも「子どもの最善の利益」に照らした救済 が必須	206
1 はじめに	206
2 「子どもの最善の利益」に照らした審査と救済	206
(1) 子どもの権利条約に関する原判決の誤りと憲法違反	206
(2) 子どもの権利条約の 4 原則と、法律からの救済の必要性	206
(3) 子どもの権利条約が保障する憲法上の諸権利	207
ア 「子どもの最善の利益」を評価され第一次的に考慮される権利（3 条 1 項）	207
(ア) 「子どもの最善の利益」とその最終目的	207
(イ) 「子どもの最善の利益」の内容及び性質と保障条項、解釈原理	208
(ウ) 「子どもの最善の利益」の評価にあたっての留意事項	209
イ 自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明 し、その意見を真剣に考慮してもらう権利（12 条 1 項）	210
(ア) 意見表明権の絶対的保障	210

(イ) 代理人を通じた意見の聴聞	210
(ウ) 保障条項	211
(エ) 国籍法 14 条 1 項前段との関係	211
ウ 家族の法的保護、分離の防止及び一体性の保全を求める権利 ...	212
(ア) 家族が法的保護を求める権利と保障条項 (8 条 1 項)	212
(イ) 家族の分離の防止と一体性の保全を求める権利 (8 条 1 項) .	212
(ウ) 現代社会の特質と国際カップルの子どもの権利	213
エ 小括	213
(4) 「子どもの最善の利益」に関する審査の手法	214
(5) 本件の具体的事実関係の各要素とその評価	214
(6) 可能性のある解決策：法解釈による「子どもの最善の利益」の実現	21
6	
ア 国籍法 11 条 1 項の「自己の志望により」の限定解釈	216
イ 国籍法 11 条 1 項の「自己の志望により」の限定解釈	217
ウ 結論	218
第 13 結論	219